

第4回「(仮称)泉南市認知症条例」制定に係る検討委員会 議事録

日時	2024年12月18日(水)13:30~15:30	場所	泉南市総合福祉センターあいぴあ泉南 3階研修室1・2
出席者 (敬称略)	【病院地域医療連携室相談員】 有本 弥生・青木 元明 【泉南市ケアマネジャー連絡会】 古谷 亜紀子 【泉南市介護サービス事業所連絡会】 奥 加奈子 【認知症対応型共同生活介護事業所】 篠原 カヨ子 【認知症当事者】 森井 洋一郎 【認知症当事者の家族】 森井 文乃・伊藤 哉柄 【泉南市いきいきネット相談支援センター】 中村 裕子 【泉南市地域包括支援センター】 三宅 章介 【学識経験者】 永田 久美子・中島 民恵子 【泉南市】 谷村 真理子(障害福祉課)・田村 卓也(政策推進課)・幸前 弘樹(子ども政策課)		
事務局	【泉南市認知症地域支援推進員】 野崎 健・原 美穂子・辻下 悦子・大原 昌美 【泉南市長寿社会推進課】 清水 弾・藤原 秀紀・西村 信子・安倉 晃平(兼認知症地域支援推進員)・有本 稀己・藤原 慶子		
オブザーバー	【泉南市総務課】 森田 浩規		
配布資料	次第、名簿、条例案、逐条解説案、市民の声まとめ、事務局だより第3号、第3回検討委員会議事録		

【1.開会】

西村)本日は委員の過半数の方にご出席いただいておりますので、要綱に基づき会議の成立をご報告いたします。

(新委員)

泉南市いきいきネット相談支援センター 中村 裕子氏、以上1名。(泉南市社会福祉協議会 山崎氏 欠席)

(長寿社会推進課長挨拶)

清水)平素より、本市の様々な高齢者施策にご協力いただきありがとうございます。今回は、条例策定に向けた最後の委員会です。これまでの全3回では、委員の皆さまの貴重なお時間を頂戴して、ご意見を頂いてきました。また、様々な立場の方から「声」を届けていただきました。それらを条例案に反映し、将来に渡っての認知症施策の礎となる条例案ができているのではないかと考えています。本日は最後まで、意見交換し、調整にご協力を頂ければ幸いです。

(委員長挨拶)

永田氏)第1回の2月27日から長い時間をかけて検討を重ね、シンプルにまとまったものが出てきていると思います。背景には物凄い数の声とその人たちの存在があります。今後、委員会の手から離れて、市民、市のものになっていきます。最後の委員会で、委員のみなさんの考えや意見を率直に出して、委員会としての最終のまとめにしていきたいと思います。

西村)ここからは委員長に議事進行をお願いします。

【2-1.「(仮称)泉南市認知症条例」検討に際し集まった声の報告】

永田氏)それでは、認知症地域支援推進員の原さんからこれまでに集まった「声」の報告をお願いします。

原)これまでに集まった1138件の声を抜粋し、資料にまとめました。〔配付資料「市民の声まとめ」に基づき説明〕

永田氏)1138件の声をまとめ上げ、それらの声がどのように条例に結び付くか解説していただきました。声と条例のつながりを図に出来ると良いのではないのでしょうか。今までの声があったからこそ、この条文になったことが示されています。今後さらに何をしていくか提案が含まれている声なので、埋もれないように説明できると良いと思います。

【2-2.パブリックコメント実施報告】

有本稀)事務局では、11/11～12/10の1か月間、パブリックコメントを募集しました。パブリックコメントには、1人の方から5件の意見をいただきました。意見の内容と反映方法についてご説明します。〔配付資料「条例案」に基づき説明〕

永田氏)全体を通して、条例に対して、大きな反対という意見はなく、条例を形成していく中でより精緻にしていくための前向きなコメントであったと考えられます。

【2-3.「(仮称)泉南市認知症条例」案について】

幸前氏)膨大な資料を丁寧にまとめていただき感謝しています。気になった点として、逐条解説3頁の内容は第5号のことでしょうか。「子ども」の表記で、漢字の「子」は18歳未満の年齢制限がつくものとされている場合があります。表記と内容に違和感はないので良いと思いますが、意図があるのでしょうか。

有本稀)泉南市子どもの権利条例が「子」を用いていることを起点に議論していることが理由の1つです。また、本市の認知症施策では、主に義務教育の年齢層その他未就学児、高校生を対象に啓発を実施してきた経緯があり、今後も継続するため、漢字で表記しています。ご意見を踏まえて、法制、子ども政策課とも改めて検討していきます。

谷村氏)前回の会議等を踏まえた条例案だと思います。例えば、「認知症の人」という表現や、本人の判断能力に応じて支援する際のことにについて練って考えられていると感じました。気になったのは、「共に」は他に「共に」や「ともに」という表現があり、タイトルの漢字、3条のひらがなの違いは何かという点です。条例案を読み、やさしさや思いを感じ涙が出るほどでした。人の理解がここから広がっていくと良いと思います。期待や希望を持って窓口に来た人に、行政や専門職がどう応えていくかが課題だと思います。各個人の資質向上、改善が必要で、庁内でもその点を共有していく必要があると思います。

永田氏)条例を基に求められることを専門職、職員が呼びかけ合うことが大切で、この条例の真価になっていくと思います。

田村氏)6条「労働者」は、事業者に勤務する従業員のことだと思うが、単に「労働者」という言葉だけだと広く一般的な労働者を指すように感じました。(2)「顧客」という表現は、営利企業以外の事業者もあるので、適切だろうかと感じました。(3)「労働者及び労働者の家族」は、第2条の定義で本人が定義されているので、「本人及びその家族」でも良いのではないかと思います。「事業の遂行に支障ない範囲で」という言葉は外しても良いと思いました。働きやすい環境で雇用の継続を事業所が努めることが大事だと思います。

有本稀)従業員の使用例が少ないことから労働者という表現としました。「事業者」は、企業や行政機関などの、雇用主たる事業者のことを言っています。本条例の「労働者」は事業者のもとで働く人、雇用される人のことです。この表現が適切で伝わりやすいかどうか、もう少し検討を行います。

田村氏)顧客の代替案として、他市の条例では、関係者や関係機関という記載がありますが、定義された言葉と重なります。市民等や顧客の声を聞くことが記載されるので、この表現が最適かという視点を持ちました。

永田氏)「事業の遂行に支障のない範囲で」は役割を提示するために削除する、という行政の立場からすれば前向きな考え方だと思います。「努めること」の表現で押さえを効かせるとも考えられますが、事務局の考えはいかがでしょうか。

有本稀)前回の会議で、事業者ここまでの役割を求めても良いのだろうか、ご家族の立場からご意見がありました。事業者の役割として大切ではあるものの、「可能な限り」「出来る範囲」という意味を持たせ、敷居を低くして、取り掛かりやすさを表現しました。また、「やらなければならない」という印象、負担感を与える表現は避けるようにしました。本人や家族の

みならず働く側の権利も守ることと、実現可能性のバランスを取った表現としており、さらに議論を深めたいと思います。

永田氏) 本来の趣旨を守りつつも、実現可能性を担保し、落としどころを最後まで探っていけたらと思います。

三宅氏) 読みやすくすっきりとまとまっていると思います。4条(1)「生活実態を把握」という表現が固いかと感じます。認知症になると、市職員が自分の生活実態を調べにくのか、という印象を受ける可能性があるかもしれません。プライベートに踏み込んでくるようなニュアンスもあるので、そういった意味でなければ削除かより柔らかい言葉が良いと思いました。

有本稀) もう一度表現を検討し、生活実態という表現の捉え方を慎重に考えていきます。

中村氏) 今回、初めて参加するにあたり、これまでの資料を拝見してきました。様々な声、委員の意見など、関わった人たちの思いが詰まっている条例だと思います。逐条解説にも、泉南市独自のことが詰め込まれており、泉南市ではこんなことを実施してきた、今後の方向性はこうだということが、一市民として分かりやすかったです。

永田氏) 分かりやすさの面について大切な意見をいただきました。市の実情や実態をつかめない人にとって、逐条解説に理解を促進する機能を持たせられると良いと思います。

篠原氏) 様々な立場の人が参加し、各分野ならではの視点で意見を出し合うことで、条例が出来てきていると感じます。私たちはキャラバンメイトとして、5歳の子どもたちに「認知症とは」や「誰かを助けよう」というよりも「まずは自分の近くの家族、友達を大切にしよう」ということ伝え優しい心を育むことを実施してきました。3条(1)について、泉南市独自としてこの表現に感銘を受け良い文言だと思いました。

永田氏) 今まで長年、市の認知症施策に携わってきた立場の人が、良いと感じる文章になってきたということだと思います。

奥氏) 私もキャラバンメイトとして、十数年、業務の合間に関わってきました。逐条解説にその活動内容が含まれています。この場の人以外も、条例を通じて幅広く活動していけたらと思います。しっかりと共有、周知していきたいと改めて感じました。

古谷氏) 逐条解説の市の責務(2)「相談窓口で初回相談時の職員の対応が親身な傾聴かそうでないかによって」について、相談業務には専門職が関わるので、この文章を読んだときに市民が不安にならないかなと思いました。

有本稀) 「そうでないかによって」という部分が、「そういったことが起こるかもしれない」という可能性を感じさせる表現であるとのことだと思います。人と人のやり取りなので、実際に認識の違いが起こることがあり、ご家族の上手いかわからない、伝わらないという体験や意見を踏まえ、このように記載しています。ご意見を踏まえ、他の表現も探っていきます。

青木氏) 第一印象として読みやすいなと思いました。文字がたくさんあるとそれだけで身構えてしまうこともあります。読みやすさから知ってもらうことにつながると思います。逐条解説の9条(4)を改頁位置にそろえると見やすいと思います。

有本稀) 頁構成まで見ていただき有り難いです。逐条解説は更にブラッシュアップしていきたいと思っています。

有本弥氏) 全体的に分かりやすく、感動しています。7条(2)入院して身寄りがいない場合、退院後も含めてうまくいかないこともあります。本人の最善の利益、本人の意向を尊重の部分が役割として重いと率直に思いました。

永田氏) 全国的にも起きている課題の一つです。病院に限った課題ではなく、本人ももう少し早い段階で意思を伝えておく仕組みも必要です。実行面も考え、ハードルを上げすぎているかどうか確認できればと思います。

有本稀) 前回の会議にて、三宅さんのご意見を受けて、専門職の立場が守られるための文言として「本人の最善の利益」を記載しました。「本人の意向を尊重」することが大前提なのは共通認識であり、それよりも命が優先される場合があることを踏まえて、現場の専門職の判断が糾弾されることのないように、という意図で「本人の最善の利益」としています。ここに負担を感じるのであれば、議論の余地はあるかとは思いますが、前回ご意見をいただいた三宅さんいかがでしょうか。

三宅氏) 本人にとっての最善の利益について、一番は生命の維持なので、このように記載していただいて実際に支援する立場としては有り難い。また、本人だけでなく、本人を守る人の利益についての記載も入れると良いかもしれない。

伊藤氏) よい条例を作ってもらったと家族として感謝しています。事業の遂行に支障のない範囲で、という表現は良いなと思っています。3条(3) 逐条解説について、20年近く認知症の妻をみてきましたが、「置かれた環境」は自分が妻に負担をかけ、認知症にしてしまったのかもという思いがあり、責められているような気持ちになりました。そういう境遇の人が同じ気持ちになってしまう可能性があるのではないのでしょうか。

永田氏) ご家族にそのような思いをさせてしまっている社会環境、という表現が望ましいのかもしれませんが。読む人の立場によって、そのような思いをさせしまわない表現が必要ですね。

有本稀) 捉え方を知らせてもらえたので、突きつけられるように捉えられる場合もあること、それを想起させる可能性を考慮して、見直していきます。委員の皆さんにも意見を頂けたらと思います。

永田氏) 地域社会の環境によって、地域全体の理解度などによって、という表現も考えられるでしょうか。本人、家族が前向きになれる条例であるよう、表現を見直していけるといいと思います。

森井文氏) 条例は難しいものだと思っていましたが、解説をつけてもらうことで分かりやすく良いものだと思います。全ての人が当たり前で認知症を理解して、認知症のことを自分のことや家族のこととして考えてもらえたらいいなと思います。

森井洋氏) 「子ども」と「こども」について意味の違いがあることを今回初めて知りました。知らなかった言葉に触れ、この条例に携わらせていただき本当に良かったです。ありがとうございました。

永田氏) 言葉の大切さについてご意見をいただきました。自分の立場だけで読んでいては気づかない部分をこの委員会を通して違った視点で確認し、改善してきたと思います。泉南市独自の子どもとの活動について、今後も進めていくことができれば良いと思います。方向性に大きな変更はなかったと共通認識を持ち、内容についての議論は、以上といたします。

【2-4. 「(仮称) 泉南市認知症条例」タイトル案について】

(前回の議論を踏まえ、以下、事務局から3案)

- ① 共に歩いていく思いやりのまち泉南市認知症条例
- ② 地域でつながり共に歩いていく 泉南市認知症条例
- ③ 共に歩いていく 泉南市認知症条例

有本稀) 「共に」は「共生」、「ともに」は「一緒に」という意味合いで文言を使い分けています。

永田氏)「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」のタイトルの議論では、本人から「認知症」に焦点を当てすぎないようにという意見がでてました。「ともに生きていく社会をつくる」ことに焦点を当て、「認知症基本法」と略称で扱ってもらわないようにしたいという意見も出ていたが、結果として世の中に「認知症基本法」が浸透し、認知症の症状に対処する法律という印象がひとり歩きしている様相もあります。同じく条例においても「認知症条例」という表現に注目があたってしまうことの懸念があると考え、私から、泉南市認知症と共に歩んでいく条例のような表現について、論点を提案します。

幸前氏) 条例自体が離れた存在という印象があると思うので、②であれば、身近で地域全体でというイメージが沸きます。

谷村氏) ①か③が良いと考えました。「歩んでいく」がどこにかかるのかと考え、①の「まち」にかかるが良いと考えました。

田村氏) 誰と共に歩んでいくのかについて分かることが大事だと思い、「みんなと共に」としても良いと感じました。「笑顔あふれるまちづくり」を政策全体で掲げているため、「みんなと共に歩んでいく笑顔あふれるまちづくり条例」を提案します。

三宅氏) ①は「思いやりのまちせんなん」というキャッチフレーズにリンクしているので馴染みやすいと思います。「共に歩み生きていく泉南市認知症条例」とするのも良いのではないかと考え提案します。本人だけでなく、全ての人が生きていくという意味を込めて、いいのではないかと感じました。

中村氏) ③「共に歩んでいく」という言葉に思いやりが含まれているのではないかと感じました。未来や希望が文章に出ていたので、「共に歩んでいく希望のまち泉南市認知症条例」「共に歩んでいく地域とつながる泉南市認知症条例」「共に歩んでいく未来につながる泉南市認知症条例」なども良いのではないかと思います。

篠原氏) ③が良いと思いつつ、「人と」と「思いやり」が見え隠れする表現があれば良いと思います。

奥氏) ①に文言を付け加え、「笑顔と共に歩んでいく思いやりのまち泉南市認知症条例」はいかがでしょうか。

古谷氏) 始めは③がシンプルで良いと思っていましたが、皆さんの話を聞いているうちに、①から③を全てつなげた「地域でつながり共に歩んでいく思いやりのまち泉南市認知症条例」がいいのではないかと感じました。

青木氏、有本弥氏) ①「思いやりのまち」は、泉南市の認知症施策の標語「WAO」にあるため良いのではないのでしょうか。

伊藤氏) シンプルな③と思いつつ、色々な意見を聞いて、①がよいかなと思いました。

森井文氏) ①の思いやりは人へのやさしさが含まれており、それが想像できるのではないかと感じました。

森井洋氏) ①について、相手に対する思いやりはとても大事で、周りの人たちと思いやりをもって、一緒に歩んでいくということが大切だと感じました。

永田氏) ①を基盤として、「希望」「未来」「つながり」「笑顔」がサブでつくということもあるのでしょうか。誰とつながるかについては解説の中に十分書き込まれていくことと思います。長すぎることで理解を妨げることも可能性としてあります。

田村氏) まちづくりの方向性として「笑顔あふれる」というフレーズがあります。泉南市には「花笑みせんなん」という標語が

ありますが、地域資源として花があり、花を活用して様々な施策に付加価値をつけるという計画の方向性もあることから、笑顔を入れると良いのではないかと思います。

永田氏) 認知症条例が単独のものではなく、市の方向性を踏まえていることも大切だと思います。①を基盤にして、メインを短くして、サブタイトルをつけるということも考えられるでしょうか。

三宅氏) 長すぎると思い掛けず略す傾向にあると思うので、短いタイトルかサブタイトルにすると良いと思います。

野崎氏) 笑顔はポジティブワードとして良い印象があると思います。ともに伴走して、思いやりをもって、本人と家族と生きていく日常生活の中には、笑顔も悲しさもあり、喜怒哀楽があります。笑顔にならないといけないのだろうか、という考え方も出てくるのではないかと思います。普通の日常の生活を担保していくことを大事にして検討が必要だと思います。

永田氏) 皆で押さえておきたい点ですね。「笑顔あふれる」「思いやり」この2つのキーワードを踏まえて、委員会としての方向性は①「共に歩いていく思いやりのまち泉南市認知症条例」を基盤にするということによろしいでしょうか。(全会一致) 皆さま、ここまで貴重な議論をありがとうございました。それでは、以上をもちまして、議論を終了いたします。

西村氏) 本日は皆様から貴重なご意見をいただきありがとうございました。条例の変更や修正につきましては、事務局に一任していただきたくお願いいたします。共有させていただき、まとめ上げ、議会に上程してまいります。

(副委員長挨拶)

中島氏) これまで様々な立場の方から声を集められ、議論を積み上げて来られたと思います。本日は皆さんから条例の分かりやすさについて多くの前向きなご意見を頂きました。最後まで議論を尽くした結果、市民に伝わる条例になっていると感じます。谷村さんからご意見がありましたが、この条例を読み、希望や期待を持って下さる方がいて、そのつながった先に私たちがいるので、どう応えていけるのか考えてきたいと思います。また、篠原さんや奥さんのご意見のとおり、この条例を知っていただくための取組みについて、力を合わせて行きたいと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

西村氏) 本日で「(仮称) 泉南市認知症条例」制定にかかる検討委員会を終了致します。4回という長きにわたり委員長、副委員長を含め委員の皆様にはご協力を賜り誠にありがとうございました。この条例案は令和7年3月開催の泉南市第1回定例会に提出し、可決された後に施行となります。以上をもちまして、閉会といたします。ありがとうございました。

【閉会】